

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

法…………… 地方税法（昭和25年法律第226号）
 法施行令…………… 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
 条例…………… 幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）

改正項目	関係条項	改正内容	摘要																				
1 国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額	法第703条の4第11項 法施行令第56条の88の2第1項 条例第2条第2項及び第4項	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">(現行)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">(改正案)</td> </tr> <tr> <td>(1) 基礎課税額の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">61万円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">63万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">19万円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">19万円（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>(3) 介護納付金課税額の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">17万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center;">96万円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">99万円</td> </tr> </table>		(現行)	→	(改正案)	(1) 基礎課税額の課税限度額	61万円		63万円	(2) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	19万円		19万円（変更なし）	(3) 介護納付金課税額の課税限度額	16万円		17万円	合計	96万円		99万円	
	(現行)	→	(改正案)																				
(1) 基礎課税額の課税限度額	61万円		63万円																				
(2) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	19万円		19万円（変更なし）																				
(3) 介護納付金課税額の課税限度額	16万円		17万円																				
合計	96万円		99万円																				
2 国民健康保険税の軽減判定所得基準	法第703条の5 法施行令第56条の89第1項及び第2項 条例第26条第2号及び第3号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">(現行)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">(改正案)</td> </tr> <tr> <td>(1) 7割軽減</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得 33万円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>(2) 5割軽減</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得 33万円 + (28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得 33万円 + (28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))</td> </tr> <tr> <td>(3) 2割軽減</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得 33万円 + (51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得 33万円 + (52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))</td> </tr> </table>		(現行)		(改正案)	(1) 7割軽減	世帯の合計所得 33万円	⇒	変更なし	(2) 5割軽減	世帯の合計所得 33万円 + (28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))	⇒	世帯の合計所得 33万円 + (28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))	(3) 2割軽減	世帯の合計所得 33万円 + (51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))	⇒	世帯の合計所得 33万円 + (52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))	※特定同一世帯所属者 国民健康保険から後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。				
	(現行)		(改正案)																				
(1) 7割軽減	世帯の合計所得 33万円	⇒	変更なし																				
(2) 5割軽減	世帯の合計所得 33万円 + (28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))	⇒	世帯の合計所得 33万円 + (28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))																				
(3) 2割軽減	世帯の合計所得 33万円 + (51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))	⇒	世帯の合計所得 33万円 + (52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))																				

改正項目	関係条項	改正内容	摘要
<p>3 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例</p>	<p>法附則第36条 条例附則第9項</p>	<p>低未利用土地※を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低未利用土地の利活用の促進及び将来的な増加の抑制を図るため、長期譲渡所得の譲渡益から100万円を控除することができる。（譲渡益が100万円に満たない場合は、当該譲渡所得の金額を控除。） ・要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 低未利用土地であることについて、町長の確認がされていること。 (2) 譲渡する年の1月1日において、所有期間が5年を超えていること。 (3) 売主の配偶者など、売主と一定の特別の関係がある者（親族間）に対する譲渡でないこと。 (4) 譲渡対価の額が500万円以下であること。（土地の上にある建物等を含む。） (5) 以前に制度の適用を受けていないこと。 	<p>※低未利用土地 長期間に渡り利用されていない「未利用土地」、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況）が低い「低利用土地」の総称。</p>
<p>4 短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例</p>	<p>法附則第36条 条例附則第10項</p>	<p>法改正に伴う法律の引用条項の整理</p>	

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>第3条～第25条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えな</p>	<p>世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>第3条～第25条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えな</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>い世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>第26条の2～第30条 略</p> <p>附 則 1～8 略 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 前項の規定は世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。</p> <p>11～24 略</p>	<p>い世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>第26条の2～第30条 略</p> <p>附 則 1～8 略 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 前項の規定は世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。</p> <p>11～24 略</p>